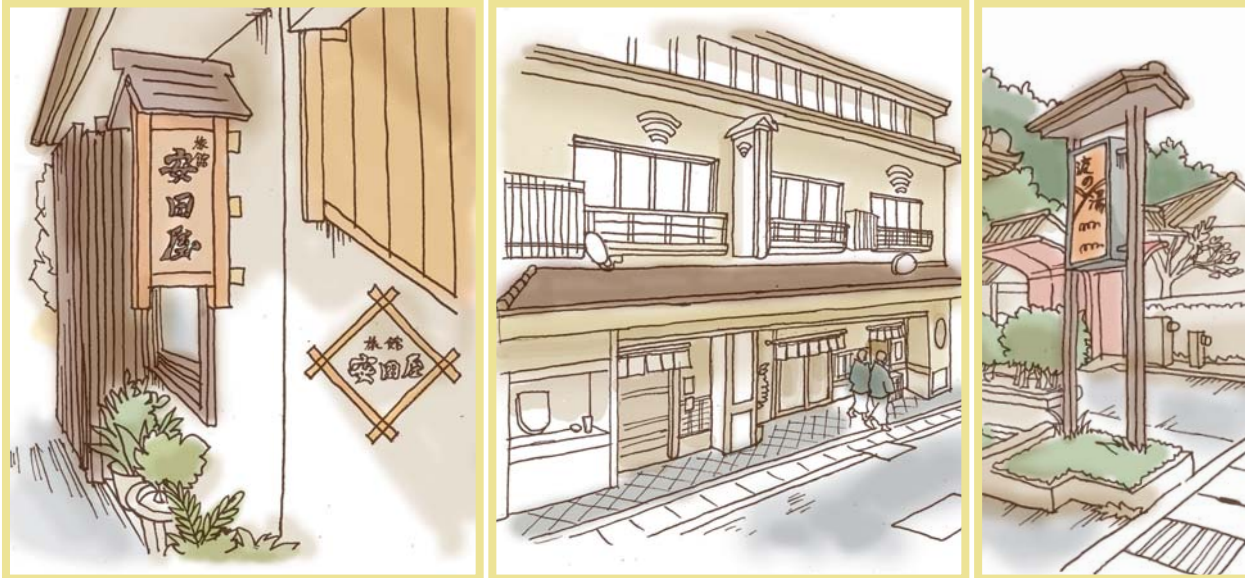
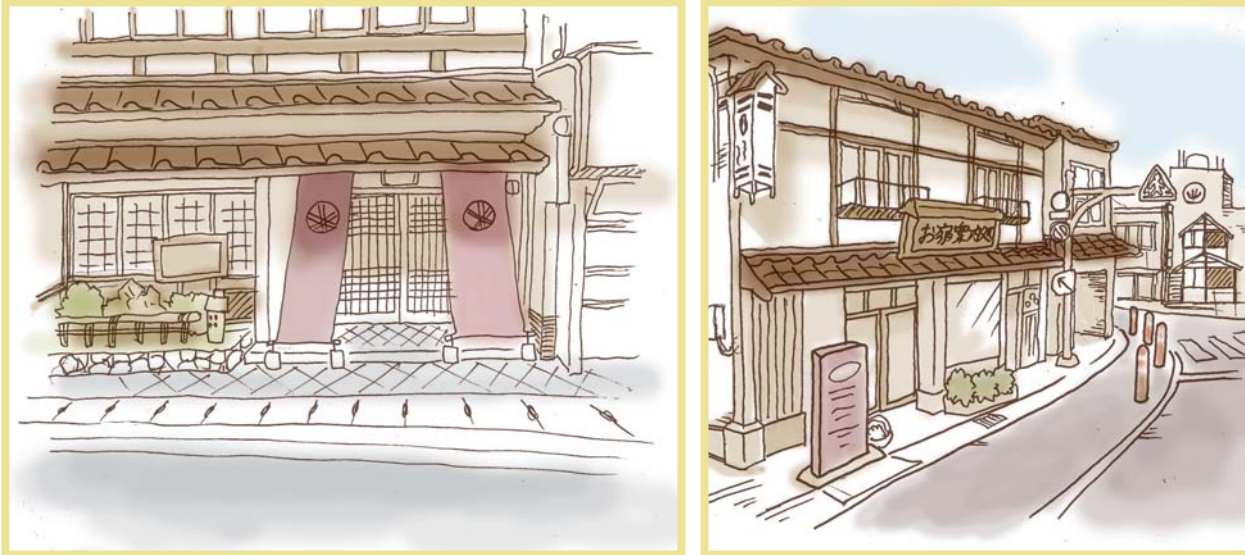
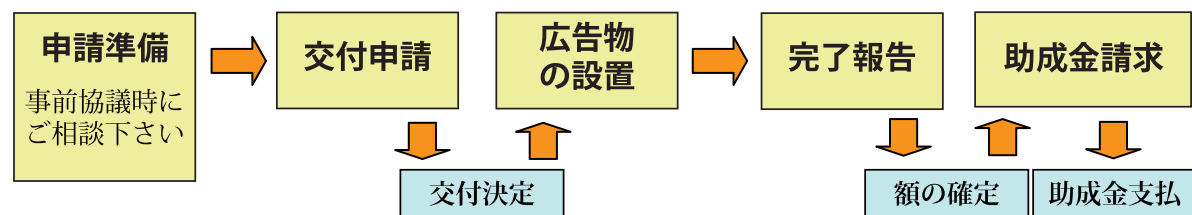


5 広告景観形成基準に基づく屋外広告物のイメージ



6 修景助成制度

広告景観モデル地区内において、地域と調和した良好な広告景観を推進するため、屋外広告物の修景に対して、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、屋外広告物の設置前までに交付申請を行ってください。



豊岡市景観ガイドライン
城崎温泉広告景観モデル地区



豊岡市

お問合せ

豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL : 0796-23-1712

FAX : 0796-24-8254

E-mail : toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成27年3月作成)

1 広告景観モデル地区について

屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し「広告景観形成基準」を定めるとともに、屋外広告物の修景に要する経費の一部を助成することにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

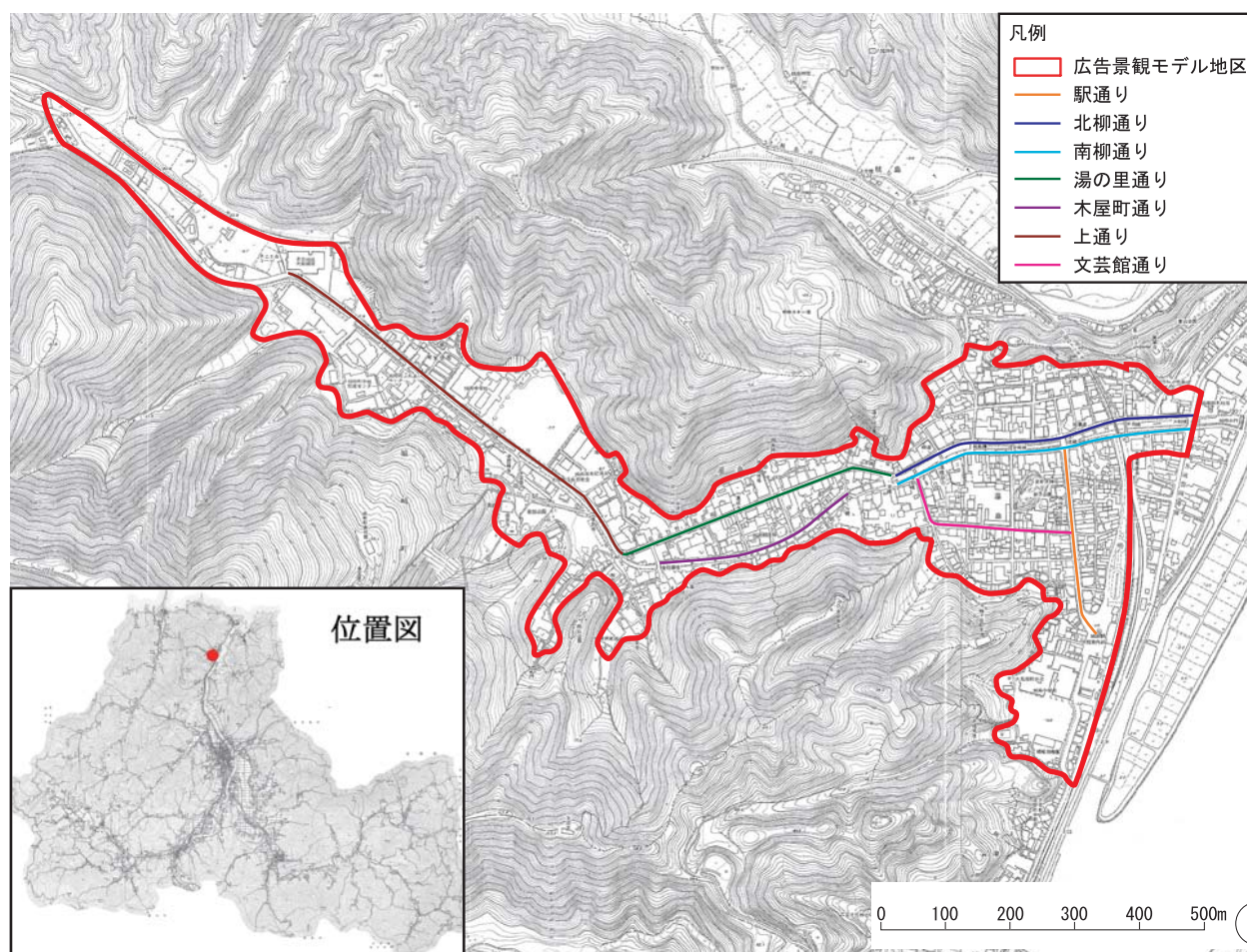
2 城崎温泉広告景観モデル地区の基本方針

本地区の中心に大谿川が流れ、川沿いの柳並木や玄武岩が積まれた護岸、城崎温泉の顔となっている木造建築物の旅館は、温泉町をそぞろ歩く人々に潤いと風格を与える要素となっていることから、「和」の町並みと調和した広告景観の誘導を図ります。

- 情緒溢れる温泉観光地を演出する広告景観をめざします。
- 周囲の山々の緑に配慮した広告景観をめざします。
- 木造建築物と調和した「和」のデザインを基本とし、「暖簾」等の簡易広告物を利用するなどしてまちの賑わいを演出します。
- 街灯や広告物の照明は暖かみと柔らかさがある光源色とし、「和の明かり」を演出する広告景観をめざします。

3 城崎温泉広告景観モデル地区の区域

以下の図の区域を広告景観モデル地区に指定しています。



4 広告景観形成基準

(1)共通基準

項目	共通基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 電光掲示板は設置しない。 ● 自家用広告物以外は、建て植えを基本とする。
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上広告物は設置しない。 ● 置看板は路上に設置しない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 突出広告物を設置する場合は、できるだけ小さくする。 ● 置看板を設置する場合は、できるだけコンパクトなものとする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・布・石の材質を感じさせる素材を基本とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。 ● 地色は、マンセル色票系において、彩度4以下とする。 ● 文字色は、マンセル色票系において、彩度6以下とする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の町並みと調和した「和」のデザインを基本とする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な広告物には照明を設置する。 ● 光源が直接見えないようにする。 ● ネオンや点滅する照明は設置しない。 ● 暖かみのある光の色とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種に応じた共通の表示を工夫する。 ● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、町並みとの調和に配慮する。

(2)個別基準

項目	個別基準（自家用広告物）
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 総面積は3㎡以下とする。 ● 主要な通り(上通りを除く)では、高さは3m以下かつ1階の軒先を超えない高さとする。 ● 上通りでは、高さ7m以下とする。 ● 個数は原則として1個以下とする。 ● 道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区内において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物デザインとの一体性に配慮する。 ● 個数は原則として2個以内とする。 ● 主要な通り(駅通り・上通りを除く)では、面積は5㎡以下かつ壁面積の1/20以下とする。 ● 駅通り・上通りでは、面積は3㎡以下かつ壁面積の1/20以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 個数は原則として2個以内とする。 ● 掲出位置は2階以下とし、できる限り道路上に突出しない。 ● 面積は1面1㎡以下、総面積2㎡以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。やむを得ず、プラスチック等を使用する場合は、木枠を併用する。
暖簾等	<ul style="list-style-type: none"> ● 店先にはできるだけ暖簾を設置し、色は日本の伝統色に配慮したものとする。 ● のぼりによる企業広告は掲載しない。
その他広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己敷地内に設置し、道路上に設置しない。 ● 日除けテントには原則として広告物を掲出しない。 ● ポスター類の掲出はできるだけ避ける。 ● 窓面はふさがないようにする。
項目	個別基準（管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物）
管理用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは1.5m以下、個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1㎡以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。 ● 屋根をつける。
案内図板	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さは2m以下、面積は4㎡以下とする。 ● 公共案内図としての機能を持たせる。 ● 派手なデザインは避け、誘導広告と共存させる。 ● 屋根をつける。
案内誘導広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街等の誘導は公共サインと共存させる。 ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。